

定期報告の注意事項

1 目的

定期報告の段階で、現場の技術基準適合状況や図面通りの工事が施工されているかを確認できるよう、定期報告の際の提出書類について取扱いを定めたものである。

2 定期報告時の留意事項

つぎの確認項目に関する写真又は図面等を提出すること。

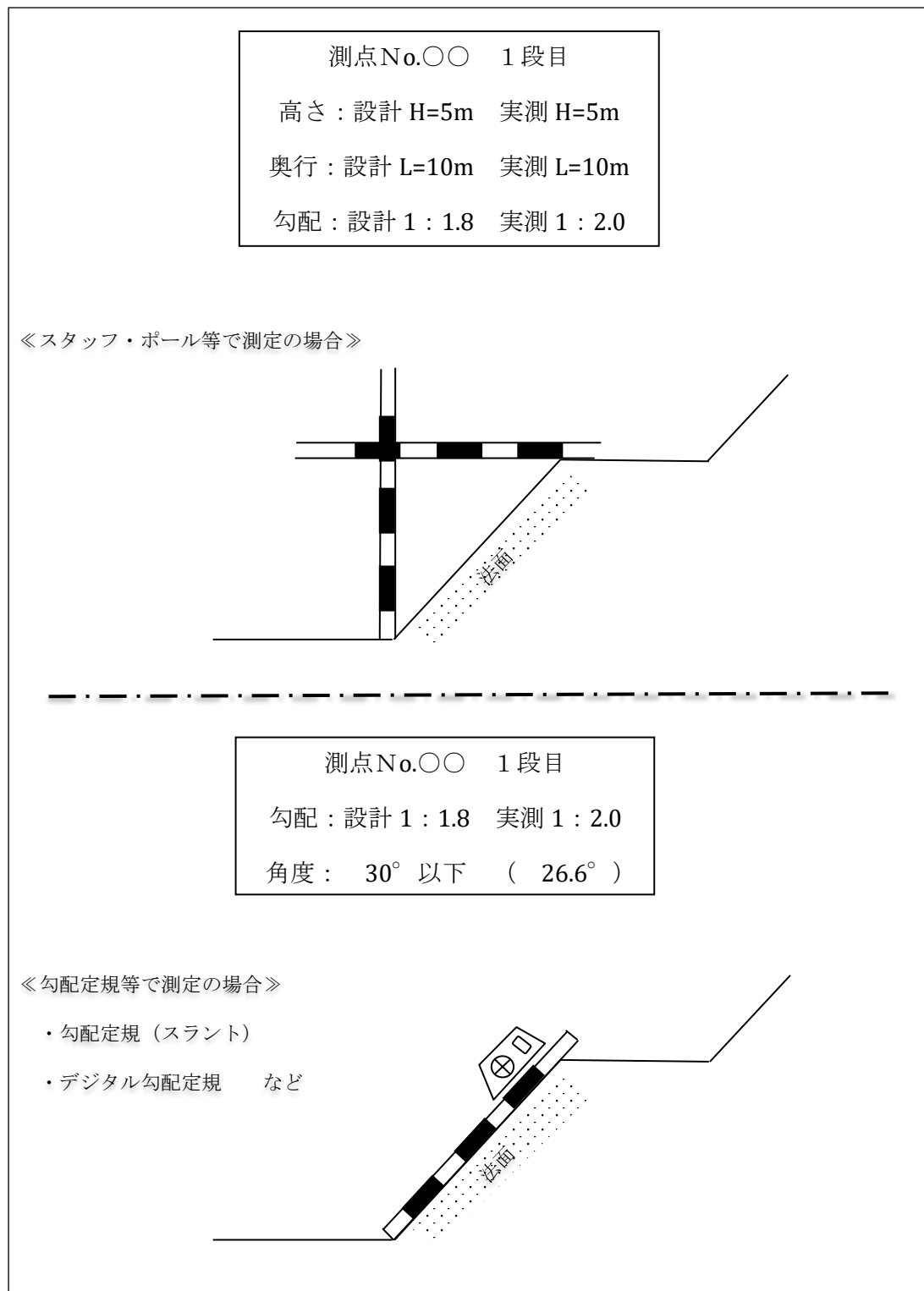
確認項目	提出資料	撮影頻度	撮影時期・備考
法面勾配	勾配定規等を使用して計測した確認写真及び施工状況写真	法面 1 面につき原則 1 箇所、20m 超は 2 箇所以上	各法面整形完了後
盛土高さ	高さ計測写真又は実測図面	報告期間ごとに最大盛土高さ 1 箇所	定期報告作成時
小段幅	幅員計測写真	各小段ごとに 1 箇所以上	各小段施工完了後
排水施設	施工状況写真	代表箇所 小段がある場合は各小段ごとに 1 箇所以上	埋戻し前又は確認可能時
法面保護工	施工状況写真	構造ごとに代表箇所	施工中及び完了後
転圧管理	施工状況写真 ※厚さ 30 c m ごとの転圧が確認できるもの	代表箇所	施工中

確認できない場合の取扱い：追加写真、実測図面等を求める。

○写真撮影について

- (i) 上記の確認項目について、寸法の測定写真撮影時は、断面寸法等の測定状況が確認できるもの（遠景）及び測定値が確認できるもの（近景）を撮影すること。また測定は必ずスタッフ、ポール等の測定器具を当て、当該寸法が明確に読み取れるようにするとともに、撮影位置を明示して次の撮影例を参照して行うこと。

撮影例（法面勾配の場合）



- (ii) 施工状況写真撮影時は、工事全体の状況が把握できるように撮影し、写真撮影の箇所を平面図に番号で明示すること。